

社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りしています
ブログも更新中！是非ご覧ください！ <http://d-produce.net/>



Dプロニュース

ご連絡先：〒231-0012 横浜市中区相生町1-15 第二東商ビル5F
電話：045-226-5482 FAX：045-226-5483
e-mail：info@d-produce.com
ホームページ：<http://www.d-produce.com/>

がんの治療費が高額化の傾向に

◆「分子標的薬」とは？

がんの治療費が高額化しているようです。医療技術の高度化に伴い、ここ数年増え始めた「分子標的薬(抗がん剤)」は、分子生物学を駆使して開発された薬であり、2000年代に登場した当初は、がん細胞だけを攻撃し副作用がない「夢の薬」などと呼ばれました。

その後、一部の薬で副作用事故が起き、期待感は薄れましたが、今や医療現場で普通に使われています。しかし、1錠や注射1回あたり何千円～何万円もするものが相次いでおり、1カ月当たりの薬代が100万円を越すケースもあります。

医療費負担が重くなったとき、どのような対応策があるのでしょうか。

◆高額療養費制度の活用

公的医療保険には、患者負担の上限を定めている「高額療養費制度」があります。これによって一般的な所得の人であれば、1カ月に支払う負担額は8万円程度に抑えられ、医療費が継続してかかる場合は、上限が4万4,000円まで下がります。なお、申請すれば、上限額を超えて支払った分は3カ月ほど後に還付されます。

このような制度があっても、「収入が少ないから払えない」「3割負担を工面することができない」といった相談が増えてい

るようです。

こんな場合、特に入院の場合は、入院前に自分が加入している健康保険や国民健康保険の窓口で「限度額認定証」を発行してもらい、それを病院に提出することにより、医療費が高額になった場合でも3割分すべてを払う必要はなく、定められた上限額の支払いだけで済みます。

◆その他の制度の活用

その他、患者負担金を支払う余裕がない人のために無利子でお金を貸してくれる制度の活用、抗がん剤治療を受けた月に5～6万円を最大60カ月給付する民間の保険商品への加入、分割払いに対応してくれる病院の利用なども考えられます。

◆高額療養費制度

景気低迷や非正規社員増加などで収入が減り、医療費も上昇しているため、現在の高額療養費制度の上限額が高いという声も強まっています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、一部患者の負担上限額を引き下げること検討していますが、財源確保のためには健康保険料や税金が今まで以上に必要になり、また、少しでも財源を確保するため、高所得者の上限を引き上げることも併せて検討されているようです。

医療費については、誰がどの程度負

担するのか。公的医療保険はどこまで保障すべきか、根本的な議論が必要な状況にあるようです。

年内に行っておくべき確定申告対策

◆年内にしておくべきことは？

確定申告をすることによって払い過ぎた税金が戻るなど、税金を安くできる場合があります。

病気やケガで多額の医療費を支払った場合の「医療費控除」、住宅ローンを利用して住宅を取得・増改築した場合の「住宅ローン控除」、株式取引の損益計算など。

いずれも申告による節税対策の代表格ですが、来年の確定申告に間に合わせるためには、年内に済ませておくべきことがあります。

◆家計の節税ポイント

確定申告での節税手法には「所得控除」と「税額控除」があり、主に金融関連での手法として「損益通算」と「繰越し控除」があります。

ここで注意すべきは、確定申告の対象は前年の1～12月の所得であり、年内にお金の支払いや手続きを済ませておかないと各種の控除を利用できないことです。

◆ポイント(1)所得控除

所得控除は課税対象となる所得金額を計算する際に、一定の金額を「所得」から差し引く制度です。所得控除の代表的なものが「医療費控除」です。1年間に実際に支払った医療費が原則10万円を超えた場合に対象となるため、合計の医療費が10万円超まであと少しならば、費用の嵩む治療・支払いを年内に済ませます。

また、国民年金など「社会保険料の前納制度」を活用するのも1つの方法です。国民年金保険料や国民健康保険料などは来年3月分までならばまとめて前納でき、控除額を増やせます。ただ、前納は翌年に支払う保険料の先払いであり、翌年も引き続いて前納しなければ、その分翌年の控除額が減るので注意が必要です。

◆ポイント(2)税額控除

税額控除は「税額」から直接、一定額を差し引きます。代表格は「住宅ローン控除」や「住宅特定改修特別税額控除」です。

住宅ローンを組んで家を新築・取得・増改築したり、ローンや自己資金で省エネ改修、バリアフリー改修をしたりした場合について控除を受けられますが、いずれの場合も必ず年内に住み始めることが必要です。住み始めた時点で地域の自治体に必ず住民登録します。

◆ポイント(3)損益通算と繰越し控除

ここで「損益通算」とは、金融関連の損失を同じ金融関連の所得から差し引く仕組みで、「繰越し控除」とは、それでも引き切れない損失が残る場合に翌年以降にそれを繰り越す制度です。

上場株式や公募株式投信は現在、売却益が出るとその10%が課税されますが、他の株式などで売却損が出れば、売却益をその売却損と相殺(損益通算)できます。なお、残った損失は2011年以降3年間にわたり繰越し控除できます。

また、配当金や分配金についても、申告分離課税を選択して確定申告すれば、上場株式などの売却損と損益通算できます。

損益通算による節税効果を最大限に発揮するためには、含み損を抱えた分を実際に売って損失を確定することがポイ

ントです。

この他、上場株式のみなし取得費の特例については、売却損と売却益の計算が有利になる可能性のある特例が年内で終了します。来年売却するよりも税制面で有利と判断されるのであれば、年内に売却します。またゴルフ会員権の売却による損失計上も、年内に行えば節税対策となります。

「専門職の外国人」減少の原因は？

◆「高度人材」が減少傾向

いわゆる「高度人材」とは、専門的な知識や技術を持つ外国人労働者のことであり、「人文知識・国際業務」か「技術」の在留資格で滞在する人を指す場合と、「投資・経営」「法律・会計業務」などを含めた13分野でみる場合とがあります。

前者の狭義2分野では約12万人、後者の広義13分野では20万人以上が、現在、日本に滞在していると言われています。

専門性が高い「技術」などの分野で、日本で働くための在留資格を得た人の数は、2007年に2万2,792人と2002年の2倍強まで増加した後、2008年から減少に転じ、2009年には1万人を割り込んでいます。

◆減少の原因に受入れ体制の不十分さ

経済産業省の調査によると、高等教育を終了した人口に占める外国人の比率は、わずか0.7%で、英国の16%や米国の13%に比べてかなり低いことがわかります。

スイスの研究所が発表した、高度人材からみた労働市場の魅力度では、日本は42位と、欧米諸国や英語圏のみならず、順位を上げている中国や韓国をも大きく下回っています。

この要因として、「英語の生活インフラが整っていない」「教育に適した学校がない」といった、日本側の受入れ体制の不十分さの問題が指摘されています。

日本が成長していた時代は日本に滞在する外国人は多くいましたが、昨今では、日本に残るメリットを感じる外国人は少なくなっているようです。

◆雇用環境の悪化も影響

高度人材の減少傾向の要因の1つに、国内の雇用環境の悪化があります。ある技術者派遣最大手の企業では、ピーク時には約5%が中国人技術者でしたが、リーマン・ショックの影響により、2009年4月以降の採用は、現在ではピーク時の3分の1に減っています。

一方、日本で働く外国人社員を、2007年と比べて7割も増やし、海外での直接採用も積極的に行っている企業もあるようです。

危機感を持つ産業界においては、高度人材の誘致に向けた優遇措置を政府に求める声が上がっており、永住許可の条件緩和や、外国人が帰国するときにももらえる年金の一時金が掛け金に見合わず不利になっている現行制度を見直す案が浮上しているようです。

このままでは、高度な知識の集積などにおいて他国に後れを取り、中長期で見た場合の国の競争力の低下につながりかねないと懸念される中、早急な対応が求められています。

1月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

20日

- 特例による源泉徴収税額の納付<前年7月～12月分>[郵便局または銀行]

31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・配当剰余金調書・同合計表>の提出[税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>[市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告[市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

本年最初の給料の支払を受ける日の前

日まで

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出[給与の支払者]

- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え[給与の支払者]

編集後記(飯田)

新年、

明けましておめでとうございます！！

大人になるにつれ(すでにいい大人ですが…)、時の流れが早過ぎて戸惑ってしまいます。

日々の流れを1年単位で振り替えると早いものですね。今年こそは良い年にしたいと考えている方は多いのではないのでしょうか？日本の景気回復を切に願いたいものです。

さて、世界や日本単位の景気回復はさておき、みなさまの会社・業界の景況感はいかがでしょう？「まだまだ、回復が見込める状況ではないよ。」・「兆しは見えてきたけど、いまだ不安定ですね。」などの声はよく聞きますね。

会社の業績や業界の景気回復は一朝一夕にいかないものですが、そのような曇りがちな世の中でも「元気な会社」を目指したいものです。活気ある社内雰囲気を作り出すことを考えている会社は意外に多いもの。経済同友会の「企業の採用と教育に関するアンケート調査(2010年調査)」結果によると、大学新卒採用者を選考する上で特に求めている能力は、1位が熱意・意欲・2位が行動力・実行力、3位が協調性と続いています。

暗いトンネルの出口がなかなか見えてこない昨今、せめて社内雰囲気は明るくしていきたいものです。

皆様の会社が、熱意・意欲で活気づき、「今年は、気づいたらトンネルを抜けていたね」というような1年間を過ごせませう願っています。